

深谷市最低制限価格制度取扱要綱第4条第2項の規定
に基づく適用基準

(平成28年8月22日市長決裁)

- 1 この基準は、深谷市最低制限価格制度取扱要綱第4条第2項の規定に基づき、解体工事等に係る最低制限比較価格を算定する際に適用する。
- 2 解体工事等に係る最低制限比較価格は、入札書比較価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額）とする。ただし、当該額が入札書比較価格の10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。
 - (1) 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
- 3 有価物売却費がある解体工事等に係る最低制限比較価格は、前項各号に掲げる額の合計額から有価物売却費を控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額）とする。ただし、当該額が入札書比較価格の10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。

この基準は、平成28年8月23日以降に一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知を行うものから適用する。